# 〔5〕九州産業大学造形短期大学部学則

# 第1章 総則

# (目的)

第1条 九州産業大学造形短期大学部(以下「本学」という。)は、教育基本法に則り、学校教育法の定めるところに従って、本学が有する造形芸術の領域に関する諸研究を基礎として芸術的創造力を培うとともに、あわせて芸術応用部門の研究及び教授を行い、もって誠実で而も創造性に富んだ有能な技能人を養成することを目的とする。

# (自己点検及び評価)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、 教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(以下「教育研究等」という。)の状況 について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、 適当な体制を整えて行うものとする。
- 3 本学は、第1項の措置に加え、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。
- 4 点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

## (情報の公表)

- 第2条の2 本学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。
  - (1) 本学の教育研究上の目的に関すること。
  - (2) 教育研究上の基本組織に関すること。
  - (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
  - (4) 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修 了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
  - (5) 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
  - (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
  - (7) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。
  - (8) 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
  - (9) 本学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- 2 本学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するものとする。
- 3 第1項の規定による情報の公表は、刊行物への掲載、インターネットの利用により広く 周知を図るものとする。

# (教育研究上の目的)

第2条の3 本学造形芸術学科の教育研究上の目標、学習成果、学位授与の方針、教育課程編成・ 実施の方針、入学者の受け入れ方針については、別表 A から E に定めたとおりとする。

# 第2章 学科の入学定員及び収容定員

# (学科の入学定員及び収容定員)

第3条 本学において、開設する学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科 名	入学定員	収容定員
造形芸術学科	150	300

# 第3章 修業年限、在学年限、学年、学期及び休業日

#### (修業年限)

- 第4条 本学の修業年限は、2年とする。
- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、修業年限を超えて修学を希望する学生について、教育 上有益と認めるときは、教授会の意見を聴取した上で、許可することができる。

#### (在学年限)

- 第5条 学生は、4年を超えて在学することはできない。
- 2 前項の規定にかかわらず、転入学、編入学又は再入学を許可された学生は、修業すべき年数の2倍を超えて在学することはできない。

## (学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

## (学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前 学 期 4月 1日から 9月13日まで

後 学 期 9月14日から 翌年3月31日まで

2 学長は、前項に定める学期の開始日と終了日を臨時に変更することができる。

# (休業日)

- 第8条 休業日は、次のとおりとする。
  - (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
  - (2) 開学記念日
  - (3) 春季休業 4月 1日から 4月 4日まで
  - (4) 夏季休業 7月21日から 9月13日まで
  - (5) 冬季休業 12月24日から 翌年1月7日まで
- 2 学長は、必要があると認めるときは、臨時の休業日を定めることができる。

# 第4章 授業科目及び単位

### (授業科目)

- 第9条 授業科目は、基礎教育科目、外国語科目及び専門科目とし、それぞれ必修科目、選択必修科目及び選択科目に分ける。
- 2 授業科目の種類及び単位数は、別表第1のとおりとする。
- 3 学長は、必要に応じ、別に定めるところにより、特殊講義を設けることができる。

# (授業の方法)

- 第9条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行う。
- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度 に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。この授業科目に ついては、学長が教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。
- 3 前項により与えることができる単位数は、第10条の卒業するために必要な単位数のうち、 30単位を超えないものとする。

# (教育内容の改善のための組織的な研修等)

第9条の3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

# 第5章 授業科目履修の方法

## (卒業要件)

第10条 本学を卒業するために必要な単位数は、次のとおりとする。

授業科目区分		単位数
基礎教育科目	必修科目	6 単位
	選択必修科目	2単位
	選択科目	さらに 4単位
外国語科目	選択必修科目	2 単位 以上 以上
	選択科目	
専門科目	必修科目	8単位
	選択必修科目	8単位
	選択科目	32単位以上
合 計		62単位以上

## (授業科目履修の方法)

- 第11条 授業科目の履修及び単位の修得方法については、別に定める。
- 2 学生は、原則として各学期の始めに履修希望の授業科目を届け出なければならない。
- 3 既に単位を修得した授業科目は、再履修することができない。

# (単位の算出基準)

- 第12条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、 授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次 の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めるものとする。

### (授業期間)

第13条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を原則とする。

# 第6章 授業科目修了の認定 卒業及び短期大学士の称号

#### (単位の認定)

- 第14条 修業科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他適宜な方法による。ただし、 演習、実験、実習及び実技等については、平常の成績により認定することがある。
- 2 授業科目修了の認定は、学期末又は学年末に行う。
- 3 試験の成績は、秀、優、良、可及び不可で表示し、秀、優、良及び可を合格とし、合格した授業科目については、所定の単位を与える。

# (GPA)

- 第14条の2 学業の成績評価基準として、グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average 以下「GPA」という。) を用いることができる。
- 2 GPAについては、授業科目履修規程(短大)に定めるところによる。

## (他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第15条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の短期大学 又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、教 授会の意見を聴取した上で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことが できる。

# (短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

- 第16条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻 科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、 教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数を合わせて30単位を超えないものとする。

# (ボランティア活動等の実践学修)

- 第16条の2 学長が、教育上有益と認めるときは、ボランティア活動等の実践学修を、本学における授業科目の履修とみなし、教授会の意見を聴取した上で、単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、第15条及び第16条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。
- 3 ボランティア活動等の実践学修に関し必要な事項は、別に定める。

# (卒業及び学位の授与)

- 第17条 本学に2年以上在学し、第10条に規定する授業科目につき定められた単位数を修得 した者に対して、卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。
- 2 本学に2年以上在学し、年度の前学期において第10条に規定する授業科目につき定められ た単位数を修得した者に対して、9月卒業を認め、学長が短期大学士の学位を授与する。
- (1) 学位の認定日は、当該年度の前学期末日とする。
- (2) 学長は、翌年3月まで卒業の延期を願い出た者について、教授会の意見を聴取した上で、許可することができる。
- 3 学位の授与については、別に定める。

# 第7章 入学、転入学、編入学、休学、 復学、退学、除籍及び再入学

#### (入学時期)

第18条 入学の時期は、学年の始めとする。

#### (入学資格)

- 第19条 本学に入学の資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者も含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学 大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者も含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

## (出願手続)

第20条 本学に入学を志願する者は、入学志願票又は入学志願書及び所定の書類に別表第2 に掲げる入学検定料を添えて提出しなければならない。

## (入学者の選抜)

- 第21条 入学者の選抜は、学力検査等によって行う。
- 2 前項の選抜方法については、別に定める。

## (入学手続及び入学許可)

- 第22条 前条の選抜に基づいて合格通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び所定の書類を提出するとともに、別表第2に掲げる入学金及び修学費を納付しなければならない。
- 2 合格通知を受けた者のうち、学力検査等で特に優秀な成績を修めた者については、前項の 規定にかかわらず、修学費の一部を免除することがある。
- 3 学長は、前2項の入学手続きを完了した者について、入学を許可する。
- 4 第1項の規定にかかわらず、「大学等における修学の支援に関する法律」に基づき、授業料減免の対象となっている者については、修学費の納付を猶予し、入学を許可することがある。
- 5 前項の規定に基づき、修学費の納付を猶予された者は、別に定める期限までに、必要な 修学費を納付しなければならない。

#### (入学前の既修得単位の認定)

- 第23条 学長が、教育上有益と認めるときは、第1年次に入学した学生が入学前に短期大学 又は大学等において修得した授業科目の単位について、本学における授業科目の単位として 認定することができる。
- 2 前項による単位の認定は、30単位を超えない範囲で行うものとする。

#### (長期にわたる教育課程の履修)

- 第23条の2 本学は、職業を有している等の事情により、第4条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出た者について、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

## (外国人留学生)

第24条 入学を志願する外国人については、第21条の規定にかかわらず、別に定める選考方法により入学を許可することがある。

### (転入学及び編入学)

第25条 学長は、他大学若しくは他短期大学に在学し、本学に転入学を志願する者又は短期 大学及び高等専門学校を卒業し、本学に編入学を志願する者について、欠員のある場合に限

- り、選考の上教授会の意見を聴取して、入学を許可することがある。
- 2 転入学及び編入学に関し必要な事項は、別に定める。

## (転科)

第26条 削除

## (休学)

- 第27条 休学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の休学願を提出し、学長の休学 許可を得なければならない。
- 2 休学の区分は次のとおりとする。
- (1) 前学期休学 前学期全期間の休学
- (2) 後学期休学 後学期全期間の休学
- (3) 通年休学 4月1日から翌年3月31日までの休学
- 3 休学期間は、通算して1年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第5条に定める在学期間に算入しない。

# (復学)

- 第28条 休学を許可された者は、休学期間満了をもって復学するものとする。
- 2 復学の時期は、学年の前学期又は後学期の始めとする。なお、通年休学を許可された者 において、前学期末までに休学の事由が消滅したときは、保証人連署の復学願を提出し、学 長の許可を得て後学期始めの復学を認めることがある。

# (長期欠席)

- 第29条 1ヵ月以上に及び、かつ、休学期間に満たない期間欠席しようとする者は、その事由を付した保証人連署の長期欠席届を学長に提出しなければならない。
- 2 長期欠席の期間は、第5条に定める在学期間に算入する。

#### (退学)

第30条 退学しようとする者は、その事由を付した保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

#### (除籍)

- 第31条 学長は、次の各号の一に該当する者を、教授会の意見を聴取した上で除籍する。
- (1) 在学年限を超える者
- (2) 修学費を納付しない者
- (3) 理由なく履修登録等在籍に要する手続を履行しない者

#### (再入学)

- 第32条 学長は、本学の退学者又は除籍者が再入学を願い出たときは、前条第1号の規定により除籍された者を除き、教授会の意見を聴取した上で、再入学を許可することがある。
- 2 再入学を許可された者の既に修得した単位の認定及び再入学年次については、学長が教授会の意見を聴取した上で決定する。
- 3 再入学を願い出る者は、別表第2に掲げる再入学選考料を納付しなければならない。

#### (他大学受験)

第33条 学生は、学長の許可を得なければ、他大学への受験を出願することができない。

# 第8章 修学費、受講料等及び手数料

## (修学費等)

- 第34条 本学の学生は、指定された期日までに別表第2に掲げる修学費を納付しなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じて受講料等及び手数料を納付するものとする。

## (休学中の修学費)

第35条 休学を許可された者については、修学費のうち授業料を免除する。

# (納付金等の返付)

第36条 納付金等の返付の取り扱いについては、納付金及び手数料に関する規程(短大)の 定めるところによる。

# 第9章 職員組織

# (学長及び役職者)

第37条 本学に、学長、学科主任、図書館長及び事務部長を置く。

- (1) 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、これを代表する。
- (2) 学科主任は、学長を助け、学科に関する校務を掌る。
- (3) 図書館長は、学長を助け、図書館の所管事項を掌る。
- (4) 事務部長は、学長を助け、事務部の所管事項を掌る。

# (教育職員)

第38条 本学に、教授、准教授、講師、助教及び助手を置く。

- (1) 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (2) 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (3) 講師は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
- (4) 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有する者であって、 学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- (5) 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。

#### (名誉教授)

第39条 本学に、名誉教授を置くことができる。

2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

### (事務職員)

第40条 本学に、事務職員及びその他の職員を置く。

# 第10章 教授会

## (教授会)

第41条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学及び卒業に関すること。
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして別に定めるもの
- 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。
- 5 教授会の運営に関する事項は、別に定める。

# 第11章 図書館

### (図書館)

第42条 本学に、図書館を設ける。

- 2 図書館は、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を収集管理して、教職員及び学生の研究閲覧に供する。
- 3 図書館に関する事項は、別に定める。

# 第12章 大学寮及び厚生保健

### (大学寮)

第43条 本学に、大学寮を置く。

2 大学寮に関する事項は、別に定める。

#### (保健管理)

第44条 本学に、教職員及び学生の保健衛生を管理するために、医務室を設ける。

2 医務室には、医務職員を置く。

#### (健康診断)

第45条 学生は、毎年定められた時期に、健康診断を受けなければならない。

# 第13章 研究生及び科目等履修生

# (研究生)

- 第46条 学長は、本学又は他短期大学の卒業者若しくはこれに準ずる資格を有する者で、本 学専任教員の指導の下に特定の事項につき研究を志願する者の選考について教授会の意見を 聴取した上で、研究生として入学を許可することがある。
- 2 研究生に関する事項は、別に定める。
- 3 研究生は、別に定める納付金及び手数料を納付しなければならない。

## (科目等履修生)

- 第47条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を志願する者の選考については、教授会の意見を聴取した上で、在学生の学修に妨げのない限り、科目等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生を出願できる者は、第19条の規定による入学の資格を有する者又は履修に関して協定を結んだ高等学校の生徒でその高等学校長の推薦を受けた者とする。
- 3 科目等履修生の単位認定については、第14条の規定を準用する。
- 4 科目等履修生は、別に定める科目受講料を納付しなければならない。
- 5 その他科目等履修生の出願に関し必要な事項は、別に定める。

## (科目等履修期間)

第48条 科目等履修生の履修期間は、通年又は前学期若しくは後学期とする。ただし、その 都度願い出により継続することができる。

## (規則の遵守)

第49条 研究生及び科目等履修生は、本学の学則その他の諸規則を遵守しなければならない。

# 第14章 特待生

## (特待生)

第50条 学長は、人物、学業ともに優秀な学生を、特待生として認定することがある。

2 特待生に関し必要な事項は、別に定める。

# 第15章 公開講座

# (公開講座)

第51条 本学では、適時に公開講座を設けることがある。

2 公開講座に関する事項は、別に定める。

# 第16章 賞罰

## (表彰)

第52条 学生として、特に表彰に価する行為のあった者を、所定の手続きを経て、表彰する。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

#### (懲戒)

- 第53条 学長は、本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者を、 所定の手続きを経て、懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

# 第17章 改正

# (学則の改正)

第54条 学則の改正は、学長が教授会の意見を聴取した上で理事会に付議する。

# 附 則 抄

1 本学則は、昭和43年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第50条の規定の適用については、 なお従前の例による。
- 3 改正後の学則第20条別表第2の(1)イ入学検定料は、平成31年度入学志願者から適用する。

# 附 則

- 1 この学則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成31年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第10条、第22条の規定の適用については、なお従前の例による。

# 附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第22条別表第2及び第34条別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第2条の3別表 D、第9条第2項 別表第1、第10条、第22条別表第2及び第34条別表第2の規定の適用については、なお 従前の例による。

# 附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前に入学した学生に対する改正後の学則第9条第2項別表第1の適用については、なお従前の例による。